

開発行為についての協議報告書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

開発許可申請者 住 所

氏 名

㊟

都市計画法第32条第2項の規定により、開発行為又は開発行為に関する工事により新たに設置される公共施設について、下記のとおり、公共施設を管理することとなる者と協議しました。

記

開発行為等により新たに設置される公共施設の概要					協議内容及びその結果		
種 別	番 号	幅員	延長	面積等	管理者 (担当課)	用地の 帰属	協議課等

備考

- 1 公共施設が多数の場合は、その番号に従い図面に明示してください。
- 2 管理者欄は、新たに設置される公共施設を管理することとなる者が奈良市の場合は、担当課を記入してください。
- 3 新たに設置される公共施設を管理することとなる者との協議書等(写し)を添付し、協議課等欄には協議課等を記入してください。
- 4 開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為にあつては、政令第23条に規定する者と協議してください。